

いじめ防止基本方針（裾野市立西小学校）

- 1 学校教育目標 自分らしく輝く子
- 2 学校経営目標 楽しい学校
- 3 願う子供の姿

- ・進んで学習に取り組む子（意欲）
- ・自分のことが好きな子（自己肯定感）
- ・進んであいさつする子（社会性・常識）
- ・目当てを決めて努力する子（向上心）



いじめ問題対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、
生徒指導主任、養護教諭、
各学年主任、特別支援学級主任、
通級担当教諭、PTA会長
巡回相談員、スクールカウンセラー

4 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、どのような理由があっても絶対に許されない行為だが、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められる。いじめられた子供は心身ともに傷つき、その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子供や周りの子供が、それに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなるため、いじめを未然に防止することが最重要である。そのために、「いじめを許さない」学校風土作りに力を入れていく。

(1) いじめの未然防止

全ての子供が心の通い合う温かな人間関係を築き、互いの居場所づくりのために友達や自分の良さを認め合う「あなたっていいね わたしもいいよ みんないいね」の充実した力を入れる。自分や友達を大切にすると、誰かのために行動する心を養い、人の喜びや痛みがわかる豊かな感情と善悪の判断ができる確かな思考力をもった子供を育て、いじめをしない、いじめをさせない土壌を培う。そのために、教職員自ら研鑽に励み、子供の情操や道徳心を養うとともに、互いの人格を尊重し合える豊かな人間性を育む。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の見えていないところで行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、教師や保護者が気付きにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと注意して観察し、早い段階からの確に関わりをもつなど、早期発見に努める。けんかやふざけ合いであっても、子供の感じる被害性に着目し、背景にある事情の調査を行うなどして、判断する。

(3) いじめへの適切な対処

いじめが確認された場合は、直ちにいじめを受けた子供や知らせてきた子供の安心安全を確保する。また、いじめ問題対策委員会を立ち上げるなど、組織的な対応をとり、学校全体でいじめ根絶に向けた取組を行う。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことがないよう配慮する。

(4) 保護者や地域、関係機関との連携

いじめを受けた子供の保護者とは連絡を細やかにとりながら、子供やその保護者の不安や苦痛を一刻も早く取り除けるよう、学校は誠意をもって対応する。また、いじめの未然防止のため、家庭では、親子での対話を積極的に行い、コミュニケーションを図ること、規範意識や思いやりの気持ちを養うこと等を大事にさせていただく。

学校や家庭で指導したにもかかわらず、十分な効果が得られなかった場合など、状況に応じて、市教委、PTA、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの学校関係者や、児童相談所、医療機関、警察などの関係機関とも適切に連携をはかる。

5 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

- ・子供のやる気と自信、判断力や責任感を育むため、一人一人の良さや能力の発見に努め、それを発揮する場を工夫する。
- ・子供が人間らしく生きるための基礎基本を身に付けられるよう、教育活動全体で自立心を育てる工夫をする。
- ・子供がいじめに正面から向き合うことができるよう、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳科の授業の充実を図る。
- ・子供と教師の心の交流を深め、信頼を基礎とした温かい指導をする。
- ・学級や学年の枠を越えて、一人一人の子供の指導にあたる。特に配慮が必要な子供については、情報交換を密に行い、子供それぞれの特性を踏まえた支援を行う。
(発達障害のある子供には、担任や特別支援コーディネーターや巡回相談員との連絡を密にし、連携した対応、支援をしていく。)
- ・全職員で検討した指導事項を、全職員が共通理解した上で指導にあたる。
- ・教師こそ最大の環境であることを自覚する。

(2) いじめの早期発見・早期対応

授業改善に努め、分かる授業、楽しい授業づくりを目指す。また、授業中だけでなく、休み時間や課外活動での子供の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。「あなたっていいね わたしもいいよ みんないいね」と認め合い、学校は楽しいところと思えるような学校経営、学級経営を目指す。

定期的に行うアンケートは、毎回大切な意味があることをしっかりと説明するとともに、子供たちもいじめは絶対に許さないという意識で取り組めるようにする。そのためにも、いじめる・いじめられるだけでなく、傍観者やはやし立てる者もいけないことをあらゆる場面において訴えていく。また、自分が見聞きしたこと、思っていること等を正直に記入することが、自分や友達を守ることになることを伝えることで、子供の心理的安全性を確保する。

教員も、アンケートから子供一人一人の心情や背景を読み取れるよう努める。見落としのないよう、担任・学年主任・生徒指導主任・養護教諭・主幹教諭・教頭・校長など複数の目を通して担任に返し、必要に応じて助言や支援を行い、迅速で適切な対応を心がける。

さらに、児童理解研修の場を定期的に設けることにより、全職員で情報を共有し、有効な対応ができるようにする。

(年間計画)

常時活動	毎月の取り組み	1年間の取り組み	
・ノート指導 ・日記指導 ・教育相談 (巡回相談員) (スクールカウンセラー)	・アンケート ＊子供一人一人と 直接話し、気 持ちや思いをく み取る。	5月 児童理解 5月 児童理解全体会 人間関係プログラム	10月 児童理解 12月 指導個票記入 2月 指導個票整理 ※年間を通して常に児 童理解に努める

(3) いじめへの適切な対処

ア いじめの情報や相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告する。また関係者に聞き取りを行い事実の有無を確認する。

イ いじめが確認された場合は、次のように対応する。

- ・対策委員会を開き、対応を協議する。
- ・事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱う場合は、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ・保護者には、十分配慮しながら事実を丁寧に説明する。

ウ いじめられた子供への配慮

- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた子供・保護者に対する支援をする。
- ・いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを受けた子供、またはいじめを行った子供を、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・単に謝罪をもって安易に解消とせず、ある程度の期間、いじめに係る行為や心身の苦痛に対して、本人や保護者にも継続的に配慮する。

エ いじめた子供への処置

- ・いじめを行った子供への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) 保護者や地域、関係機関との連携

子供、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校、ふれあい教室、家庭児童相談室、病院、裾野警察署などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。重大事態が発生した場合には裾野市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。